

社会福祉法人清山会役員及び評議員並びに 外部委員、第三者委員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人清山会（以下「清山会」という。）の役員及び評議員並びに外部委員、第三者委員に対して支給する報酬並びに費用弁償に関して定めることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この規程による清山会役員とは、清山会定款第15条に定める理事及び監事をいう。

2 外部委員とは、清山会定款第6条に定める評議員選任・解任委員会の外部委員をいう。

3 第三者委員とは、苦情解決第三者委員をいう。

(報酬)

第3条 この法人の役員及び評議員並びに外部委員、第三者委員は、無報酬とする。

(費用弁償)

第4条 役員及び評議員並びに外部委員、第三者委員が職務のため勤務したときは、その費用弁償として日当を支給することができる。

2 役員及び評議員並びに外部委員、第三者委員が理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会、入居判定会議またはその他の会議に出席したときは、その費用を弁償することができる。

3 職務のための勤務及び会議出席の費用弁償額は、次のとおりとする。

(1) 理事	勤務日当	5,000円
	会議出席1回	5,000円
(2) 監事	勤務日当	5,000円
	会議出席1回	5,000円
(3) 評議員	勤務日当	5,000円
	会議出席1回	5,000円
(4) 外部委員	勤務日当	5,000円
	会議出席1回	5,000円
(5) 第三者委員	勤務日当	5,000円
	会議出席1回	5,000円

4 その他の経費については、その実費を支払う。

(報酬等の支給手続)

第5条 役員及び評議員並びに外部委員、第三者委員に対する費用弁償については、会議出席時及び毎月末に事務処理するものとする。

2 報酬等は現金で支給する。

附 則 この規程は、平成29年3月1日から施行する。